

感染管理事業部からのお知らせ

理事長 渡辺 秀司

理事（歯科感染制御推進委員会）島崎 豊

厚生労働省からの「歯科医療機関等に対する院内感染に関する取り組みの推進について：令和元年では、歯科医療従事者に対して**院内感染対策に関する研修**を受けること等により、継続的に知識の習得に努めることが必要であると通知しています。

その後、令和4年に点数表の初診料の注1*に規定する施設基準（**歯初診**）で下記改正がありました。近年は、歯科医療に関連する院内感染防止対策が要求されており、**標準予防策や新興感染症等にも対応できる歯科診療を提供する体制を構築**することが必要となっています。

【令和4年改正 点数表の初診料の注1に規定する施設基準（歯初診）】

- ・口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じていること
- ・感染症患者に対する歯科診療を円滑に実施する体制を確保していること
- ・**歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を4年に1回以上、定期的受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されていること ①**
- ・**職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策及び新興感染症に対する対策等の院内研修等を実施していること ②**
- ・**当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策を実施している旨の院内掲示を行っていること ③**
- ・年に1回、院内感染対策の実施状況等について、様式2の7により地方厚生（支）局長に報告していること

：NPO 法人 日本アジア口腔保健支援機構(JAOS)の対応について：

記

- ① 歯科医師を対象とした院内感染防止対策に係る**標準予防策及び新興感染症**に対する対策の研修を定期的受講している（1回/4年）
 - ・**JAOS 第二種歯科感染管理者検定内容受講で可能（検定は任意・受講修了書発行）**
- ② スタッフを対象とした院内感染防止対策に係る**標準予防策及び新興感染症**に対する対策等の院内研修等を実施していること（1-2回/年）開催日・講師名・内容・参加者等の記録が必要
 - ・**講師資格は歯科医師以外（歯科衛生士・歯科助手）でも可能**
 - ・**JAOS 第二種歯科感染管理者検定受講が必要（資格継続条件あり）**
- ③ 当該保険医療機関の見やすい場所に院内感染防止対策を実施し、院内に掲示を行っていること
 - ・**JAOS 第二種歯科感染管理在籍医院であることを院内又ホームページに掲示。**
 - ・**JAOS 認定施設として施設基準が高い感染・滅菌施設であることを案内する。**